第４次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関するアンケート調査業務委託仕様書

1. 業務名称

　　　第４次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する調査業務委託

1. 業務の目的

　　　本業務は、泉佐野市（以下「本市」という。）の地域福祉の推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第１０７条に基づき本市が策定する「地域福祉計画」と、同法第１０９条に基づいて設置する泉佐野市社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画としての「地域福祉活動計画」を一体化した「第４次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和9年度～令和14年度）」の策定を令和８年度に行うにあたり、令和７年度を準備年度とし、地域福祉課題の抽出を行い、第４次計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

1. 委託業務にかかるアンケート調査の範囲

　　　アンケート調査の範囲は、第４次計画が次の位置付けとなることを想定し、設計・調査・分析作業を行うものとする。

（１）社会福祉法第１０７条第１項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第１項各号に掲げる事項を一体的に定める計画

　（※市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに記載の地域福祉計画に盛り込むべき事項を網羅すること。）

（２）社会福祉法第１０９条の規定に基づき設置する市社協が策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の実践的な活動及び行動を示す地域福祉活動計画

（３）成年後見制度の利用の促進に関する法律第２３条第１項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

（４）再犯の防止等の推進に関する法律第８条に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）

（５）自殺対策基本法第１３条第２項に規定する、市町村の区域内における自殺対策についての計画

（６）社会福祉法第１０６条の５に規定する、重層的支援体制整備事業実施計画

1. アンケートの内容

　　　対象者　　　　市内在住者を中心とした回答希望者

　　　案内対象　　　泉佐野市公式LINE登録者（約１５，０００件）、広報いずみさの、社協だより等を想定

　　　予定回収件数　３，０００件

　　　設問数　　　　４５問程度

1. 業務委託の内容

（１）アンケートの集計

* + 本市が作成及び改修したWEBアンケートの集計を行う。

（２）集計結果の分析

* + 年齢別、性別、地域別等のクロス集計などで回答の傾向が把握できるような分析を行う。
  + 過去の調査及び国や府の調査との比較をし、分析する。
  + 自由回答について取りまとめを行う。

（３）アンケート結果報告書作成・納品

* + 表やグラフを交えながら見やすくわかりやすい報告書を作成する。
  + 報告書は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を用いて電子データ（ワード・エクセル等再編集可能なソフト形式）にて納品すること。

（４）現状把握と利活用の提案

* + 現行計画を総括し課題と現状を洗い出し、アンケート調査結果も踏まえた評価・検証を行う。
  + 第４次計画策定にむけて、アンケート結果を関連施策に反映させる方法について検討し、利活用方法について提案を行う。

（５）会議等の支援

* + 計画の策定にあたり開催する地域福祉推進審議会、庁内推進委員会（２回程度開催予定）の議事運営にあたり、議事案の設定、会議資料の作成、会議への出席、必要に応じた資料説明、議事録の作成を行う。

５．委託期間

　　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

６．実施体制

　①本市の求めに対して迅速に対応できる体制を設けていること。

　②本市職員と連携を密にし、業務を実施すること。

７．秘密保持

　　「個人情報保護法」を参照のこと。個人情報保護のため、「プライバシーマーク」または「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得していること。

８．実施スケジュール（予定）

○１０月～１１月頃　　・庁内推進委員会、地域福祉推進審議会・委員会（アンケート決定稿、

　　　　　　　　　　　　作業部会の報告・重点課題の検討）

○１２月頃　　　　　　・アンケート調査実施（WEB回答）

〇２月上旬　　　　　　・調査票分析

〇３月中旬まで　　　　・調査票集計、分析結果確認

〇３月下旬まで　　　　・集計、分析結果、報告書等成果品の納品

９．その他

（１）受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。

（２）作成物に関する所有権、著作権は本市に帰属する。

（３）業務の実施にあたり、第三者が所有するイラスト等を使用する場合、受託者の責任において

　　　著作権処理等を行うものとする。

（４）受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。

（５）報告書等の成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

（６）この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理する。